

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員 </p> <p> <input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日 の翌日 } から支払済みまで </p> <p style="text-align: center;">年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>被告は今回の誤情報の発信で、民間放送事業者としてひと際目立つ存在であった。ウェブ検索サービスの一つ、サイト内検索「site:ntv.co.jp ムチン」を行えば、現在放送中の『ヒルナンデス』や『ザ！鉄腕！DASH!!』などの番組からの誤情報の発信を誰もが確認できる（甲3）。原告は初動の段階で、被告にも日本放送協会などと同様に情報提供を行ったが、誤報はなかなか止まなかった。</p> <p>しかし、令和3年（2021年）年5月放送の『世界一受けたい授業』で、被告は原告の申し入れを受け、番組ホームページのトップ画面にお詫びと訂正を掲載したが、その直後に削除し、結局、「放送事故」の尻拭いをさせられたのは番組出演者個人であった（甲4）。被告が事前に、過去の放送内容を点検・反省し、（株）ドックスなどの番組制作会社や関係者への注意喚起や周知徹底に務めていれば当然に避けられた事態である。放送法第3条「放送番組編集の自由」を盾にした人権侵害ともとれる被告の無責任な対応は、中部日本放送（株）や（株）テレビ朝日などの訂正（甲5）に続く他の民間放送事業者の対応を抑止し、訂正業務を妨害した。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：サイト内検索「site:ntv.co.jp ムチン」の結果（2022年7月5日） 甲4：パーク病院ホームページ（2021年5月18日） 甲5：テレビ朝日「食彩の王国」番組ホームページ（2022年7月5日）</p>